

子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

実施状況・評価結果報告書

<平成28年度>

芦 屋 市

まえがき

本市では、市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、様々な立場の方々からご意見をいただきながら、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」を包含した「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

現在、計画の基本理念である「みんなで育てる芦屋っ子」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを総合的に推進しているところです。

この度、「芦屋市子ども・子育て会議」において、平成28年度実績についての評価をいただきましたので、その結果をまとめ、報告させていただきます。

目次

第4章部分 子ども・子育て支援施策の推進方策

子ども・子育て支援施策の実績報告（総括）	2
子ども・子育て支援施策の実績（担当課報告分）	4
重点事業と評価基準	15
重点事業の実績と評価	16

第5章部分 1. 教育・保育

教育・保育の評価基準	19
教育・保育の提供体制の確保の実績と評価	20

第5章部分 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業と評価基準	23
地域子ども・子育て支援事業の実績と評価	26

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～

第4章部分

子ども・子育て支援施策の推進方策

第4章部分については、13の施策の方向ごとに各事業の実施状況をまとめました。

また、次世代育成支援対策推進行動計画(後期)の総括結果を踏まえ、特に重点的に取り組むこととした「重点事業」については、実績報告と併せて事業評価を行いました。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告(総括)

【基本目標】

【施策の方向】

1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	身近なところで親子が集い、情報発信の課題については、寄れるような居場所づくりや
	(2) ひとり親家庭の自立支援	対象者の把握と支援そのも支援だけでなく、自立のため
	(3) 子育て家庭への経済的支援	制度の周知はホームページについては、妊婦の更なる健
	(4) 親と子どもの健康の確保	育児相談には毎回多くの相子育てへの不安を軽減し、てに対して楽しくゆとりを持
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターでは、事業にする多様な相談に対応するきる様々な子育て支援の場
	(6) 要保護児童への支援	関係機関と連携し、支援がいる。今後も子どもの最善の必要である。
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	市立幼稚園・保育所の適正課題解決するため、改めて進めており、交流を通して成長に繋がっていくよう努
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市就学前カリキュラムるよう、接続期カリキュラム就学前施設と小学校が今後
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	親子でのひろば事業は、ど公共施設が増えてきた。今後も市内各地で子どもや
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	交通安全教室や防犯教室、取り入れることとなった。のパトロールなど、子どもが
	(3) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	配慮が必要な子どもとその今後も個々の課題に対応
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	イベントを実施する際は、土よう、今後も育児や働き方整備に努める。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	現状では保護者が復職を希説明、認可外施設の紹介、支援を継続して実施する。

【総括】

親同士も交流ができるよう、児童センター、幼稚園、保育所、図書館などでも内容を工夫しながら子育て支援の取組を広げてきた。子育てアプリの情報を充実させ、既存の広報紙や事業案内なども見やすく改善し周知に努めている。今後も親子が気軽に立ち事業の展開、子育て支援の情報を入手しやすい環境づくりに努める。

のに漏れがないよう、各所管課が連携しながら母子医療や生活保護費の母子加算など確実な支援に努めると共に、経済的な就労支援にも力を入れて進めてきた。今後もひとり親家庭に対して漏れなく支援を継続していくよう努める。

や広報紙などが主であるが、窓口で直接説明を行うなど、対象者に漏れがないよう丁寧な対応に努めている。妊婦健康診査に康管理のため助成額を拡大して実施した。今後も引き続き制度の周知と案内に漏れがないよう努める。

談があり、保健師に相談することで安心したいという保護者の思いが顕著である。ケースごとに丁寧かつ柔軟に対応をすることで自信が持てるよう支援に努めた。今後も専門性を活かした相談事業を充実させ、各関係機関との連携を強化しながら、親が子育てするよう支援を継続する。

参加している保護者に積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、スタッフが細かな相談にも応じている。子育てに関するため、今後も支援者としての質や知識の向上に努める。また、子育て支援員については、保育士等の専門資格がなくても従事において活用することで、今後の市の子育て支援の質の底上げにも繋がるため、具体的な活用について関係課との調整を図る。

必要な児童の早期発見・早期対応に努めている。また、相談事業については、専門の相談員が対応するなどの支援に努めて利益を念頭に、虐待の未然防止のための予防的な相談を充実し、学校園との連携なども含めた関係機関同士の更なる連携が

規模について、「芦屋市立保育所適正化計画策定委員会」の検討結果及び学校教育審議会の答申を踏まえ、市全体で総合的に部局間の協議を重ね「市立幼稚園・保育所のあり方」をまとめた。また、質の向上については、就学前施設間の交流を積極的に教育・保育内容の充実を図ってきた。今後も公開保育や研修などを積み重ねることで職員の質の向上を図り、子どもの健やかなめる。

を踏まえ、日々の保育を実践する中で、就学前施設間での交流を重ねている。また卒所園後の子どもがスムーズに小学校に通えを策定すると共に、近隣の小学校との交流を積極的にもつようにしている。保幼小での職員間交流や合同研修の実施により、更に連携を深めていけるよう、私立園も含めた交流を図っていく。

の地域においても高いニーズがある。子どもの居場所としては、保健福祉センターの運動室など、利用できる場所として定着したその他の施設も利用料を減免したり、施設内でイベントを実施することでその施設を身近に感じてもらう取組などを実施している。親子が集える居場所や事業を展開し、同時にそれらの情報発信に努める。

防災訓練などの取組を繰り返し実施してきた。また防犯対策について、民間警備会社が行う体験型の防犯教室を小学校で新たに今後も子どもたちが自ら危険を回避できるような講習などの取組を実施することに加え、通学路点検や防犯カメラの設置、下校時安全で安心して生活できる環境を整えていく必要がある。

保護者に対し、関係機関同士が連携して対応している。支援については、医師等専門家の助言を得たり研究したりしながら、できるよう関係機関同士の連携に努める。

曜日を利用して開催することが定着してきており、父親の参加や夫婦での参加も多く見られる。男性の育児参加が更に定着するの意識啓発に努める。また仕事と育児の両立支援の一助として、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等の環境の

望する時期に、保育所等に入所するのは困難な状況にあるが、保護者からの入所相談に丁寧に対応し、保育所等の案内やファミリー・サポート・センター等の制度案内を行っている。今後も施設整備を進めながら、保育所等を希望する保護者への相談

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 児童センター	乳幼児を対象とした親子で遊べる自由来館制の「あそびひろば」や「うさぎひろば」など、各年齢に合わせて親子で集える事業を経営的に実施し、仲間づくりができる場を提供した。また、保護者同士の子育て交流の他、子育てに関する相談、各種講座等の案内、チラシの手渡し、声掛けなども来館者に積極的に行っている。今後の課題として、各機関との連携及び子育て情報の共有が円滑にできるよう取組が必要である。
実施事業	「子育て情報の提供」、「子育て講演会、講座」、「母親同士の交流」、「児童センターにおける子育て支援」
2 子育て推進課	園庭開放の開催については、広報紙、ホームページ、公共施設の窓口等にチラシを配置することで広く市民に情報提供し、6保育所で年261回の実施となった。今後も保育所に入所していない方でも、保育所で子育てについての相談ができたり、安心して子どもと遊べる場として利用してもらえるよう、広報紙、ホームページ、チラシ等で広く周知し、子育てアプリも活用することで積極的に情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」、「保育所における地域子育て支援」
3 子育て推進課 (こども担当)	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。さらにつどいのひろば「ルリアン」を潮声屋交流センターで開始し、「カンガルークラブ」の回数を増やすなどセンター以外にも子育ての場を設けることで、地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めた。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
実施事業	「子育て援助活動支援事業」、「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「子育て情報の提供」 「ふれあい冒険ひろば」、「子育て講演会、講座」、「こどもフェスティバルの開催」、「子育て支援センター」 「あい・あいる〜む」、「地域子育て支援拠点事業」
4 健康課	毎月広報紙、ホームページ、まちナビを活用して各事業を案内し、参加を促した。今年度から母子健康手帳アプリを導入し、特に妊娠期や乳児期において情報発信を行っている。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等にて、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」
5 管理課	市立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民の方から問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
実施事業	「子育て情報の提供」
6 学校教育課	学校教育課のホームページ、各幼稚園のホームページ、広報あしや、掲示板、わくわく子育てのアプリ、子育てサポートブック「わくわく子育て」を利用し、未就園児交流会、3歳児親子ひろば、オープンスクールの開催案内をした。
実施事業	「子育て情報の提供」
7 青少年育成課	広報紙、ホームページ等において子育て情報を提供した。今後も広報紙、ホームページ等において子育て情報を提供していく。 ケーブルテレビを利用して平成28年度から実施しているキッズスクエアの情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」
8 公民館	平成28年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。平成29年度も前年度に引き続き、事業委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
実施事業	「子育て講演会、講座」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	図書館	図書館では、ボランティアによる「母と子の憩いの部屋」という事業を実施しており、乳幼児とその保護者同士のコミュニティ形成の場となっている。また、保健センターの4か月児健診時に図書館職員とボランティアが出向き、親子のコミュニケーションツールとして絵本を活用してもらえるよう、赤ちゃんと保護者に読み聞かせを実施している。事業が継続・拡充していけるような体制づくりが大きな課題である。
	実施事業	「子育て情報の提供」、 「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	社会福祉課	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(子育て推進課こども係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	保護を必要とする世帯には、制度の説明から申請まで丁寧に対応し、適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう、継続的な支援に努めた。今後も制度に至る前の相談があれば丁寧に対応し、必要時には関係機関と連携するとともに、制度を利用する際は、適用が漏れることなく実施する。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課 (こども担当)	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続して実施した。また、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。「白菊会」については、母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。さらに今後も対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
	実施事業	「母子・父子家庭相談」、 「ひとり親家庭の就労支援援助」、 「ひとり親家庭に対する経済的支援」、 「ホームヘルプサービス」 「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	平成28年度は17世帯に対し、ひとり親家庭の加点を行った。今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭の加点を行うことで、ひとり親家庭における子育てのための経済的支援を継続する。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は直接支払制度により出産した医療機関にて手続が完結するケースがほとんどであり、また、出生による国民健康保険の加入手続き時にも、窓口にて制度の利用漏れがないことを確認している。今後も引き続き制度の利用漏れがないよう周知していく。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2	社会福祉課	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(市民課や障害福祉課)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、 「障がい児(又は養育する親)に対する援助」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
3	障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性を説明し、可能な限り早急に手当の受給が開始されるよう手続方法について案内を行っている。また各種障がい者手帳の事務処理担当者と各種手当の事務処理担当者が連携することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。さらに特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を含む市支給の手当についての事務処理マニュアルを作成し、課内全体の手当制度の周知・理解に努めているところである。今後については、事務処理マニュアルを活用し、課内の手当制度へのさらなる理解を高め、より多くの手当支給対象可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
	実施事業	「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て推進課（こども担当）	児童手当、児童扶養手当について、出生、転入、新規の申請時に制度、受給条件等の案内を説明し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように努めている。引き続き制度の適正な支給に努力していく必要がある。
	実施事業	「子ども（又は養育する親）に対する援助」、「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
5	子育て推進課（子育て施設担当）	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
6	健康課	妊婦健康診査においては妊婦の更なる健康管理のために、平成28年度より助成額を70,000円から86,000円に拡大しており、より妊婦健康診査を受診しやすくなった。未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付においては継続して対応することとし、引き続き保健師の訪問にて健やかな発育発達を促す関わりをもっていく。
	実施事業	「妊婦健康診査」、「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	平成28年度は22世帯に子育て世帯の加点をを行った。今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯の加点を行うことで、子育て世帯における経済的支援を継続する。
	実施事業	「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	下記の通り実施した。今後も国・県の動向を注視しながら、利用者に対する援助を実施する。 ○幼稚園保育料の軽減：第2子 半額、第3子以降 無料 ○ひょうご保育料軽減事業：認定件数 29件 ○私立幼稚園就園奨励費補助金：認定件数 320件 ○就学援助費：認定件数 小学校381件 中学校259件 ○朝鮮人学校就学補助金：認定件数 5件 ○実費徴収に係る補足給付事業：認定件数 1件
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	昨年度、一定の所得以下の世帯等の140人に留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行った。今年度も引き続き一定の所得以下の世帯等に、留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行う。
	実施事業	「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	健康課	相談事業に関しては増加傾向にある。多岐にわたる内容に対応し不安の軽減を図るため、各関係相談事業の充実、各関係機関との連携を今後も強化していく。
	実施事業	「妊産婦健康相談」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「乳幼児健康診査」、「保健センターによる育児相談」、「こどもの相談」、「親と子どもの健康教育」、「アレルギーに対する事業」、「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	妊産婦支援として両親学級及びおっぱい相談を実施した。今後も定期的に実施する。育児支援に係る相談についても、医療機関の相談窓口として、今後も引き続き実施する。
	実施事業	「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)	
1	子育て推進課 (こども担当)	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。今後複雑な相談内容に対応できるよう、相談員の知識や経験の向上に努めていく。 また、子育て支援員の活用について、4か月児健診の対象者や子育てセンター利用者等にアンケートを実施したところ、事業によっては子育て支援員の活用も可能という結果であった。今後、子育て支援員なども活用しながら子育て世帯の集える機会を多数確保することが、保護者の外出の機会を増やし孤立化を防ぐことにも繋がるため、他の子育て支援事業の展開を見ながら活用に向けて関係課と調整していく必要がある。	
	実施事業	「子育て支援センターにおける子育て相談」、 「子育て支援員の育成、確保」	

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)	
1	子育て推進課 (こども担当)	保健センターや教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。今後も関係機関との連携を密に取り、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐよう、予防的な相談対応を充実していく。	
	実施事業	「家庭児童相談」、 「要保護児童対策地域協議会」	
2	学校教育課	専門カウンセラー、専門知識を持つ電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。今後も相談支援体制を整え、指導の充実に努める。	
	実施事業	「カウンセリングセンターの電話、面接相談」	
3	打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、養育支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所員対応の電話相談は、21件あった。また、面談の教育相談では33組延べ540回を実施できた。面談は、火曜・木曜・金曜の13:30~14:15・14:30~15:15・15:30~16:15・16:30~17:15の1日4回週12コマ設定している。小学生であれば授業が終わってから来られる3コマ目と4コマ目に希望が集まり、毎週相談を受けられない状況もある。特別支援教育センターや家庭児童相談室等の相談機関や学校園との連携を充実させているところであり、更なる機能的な連携が今後の課題である。	
	実施事業	「教育相談」	

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1	子育て推進課	<p>「トライやる・ウィーク」では4中学校の生徒を受け入れた。高校生については2校の生徒と交流した。また、地域のお年寄り、高齢者施設とも交流する機会を設けた。今後、市立幼稚園と連携して、私立園を巻き込みながら就学前施設としての交流を積極的に進めていく。また、公開保育を実施したり、外部講師の講演を聞くことにより、職員の資質の向上を図るように努める。</p>	
	実施事業	<p>「教育・保育施設における地域との世代間交流」、「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」</p>	
2	子育て推進課 (新制度推進担当)	<p>平成28年4月開園の小規模保育事業所を1か所整備した。市立保育所の適正な規模について、市の担当職員で構成した「芦屋市立保育所適正化計画策定委員会」にて検討し、また、学校教育審議会の答申を踏まえ、市全体で総合的に課題解決するため改めて部局間の協議を重ね「市立幼稚園・保育所のあり方」をまとめた。今後は、「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、就学前施設の整備に取り組んでいく。</p>	
	実施事業	<p>「地域型保育事業」</p>	
3	子育て推進課 (子育て施設担当)	<p>市内の私立保育園6園で保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施し、利用延べ人数は前年度を上回る結果となった。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。</p>	
	実施事業	<p>「一時預かり事業」</p>	
4	管理課	<p>市立幼稚園全園において、預かり保育を実施した。 ・年間延べ利用者数 18,094人 1園あたり平均利用者数 11.7人/日 子育て支援施策として、平成29年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。 また、市立幼稚園の適正な規模について、学校教育審議会から答申をいただき、市立保育所の適正な規模の検討結果を踏まえ、市全体で総合的に課題解決するため改めて部局間の協議を重ね「市立幼稚園・保育所のあり方」をまとめた。</p>	
	実施事業	<p>「一時預かり事業」</p>	
5	学校教育課	<p>幼稚園では、地域の方から七夕飾りを教えていただく活動や、地域の高齢者施設との交流、地域の子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもってきた。また、互いの研究会を公開し、研修会には私立幼稚園、保育所(園)にも参加を呼びかけ、共に学ぶ場を作ってきた。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、絵本の読み聞かせに日々取り組み、保護者も参加できる機会も作ってきた。今後も、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取組を進める。</p>	
	実施事業	<p>「一時預かり事業」、「教育・保育施設における地域との世代間交流」、「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」</p>	
6	図書館	<p>図書館では読書を通じて、豊かな心を育むことができるよう、子どもと本を結びつける事業を実施している。今後の課題は、読み聞かせやおはなしに関わる図書館職員・ボランティアの資質向上と後継者の育成であり、これらについては、継続して取り組んでいく。</p>	
	実施事業	<p>「子どもの読書のまちづくり事業」</p>	

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	<p>小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。</p> <p>また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。</p>		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1	子育て推進課	<p>芦屋市就学前カリキュラムをもとに、年間計画を立案し日々の保育で実践をしている。近隣の小学校と積極的に交流を図り、連携が深まるよう努めている。また公私立園共に、公開保育を実施する中で、職員の資質向上とスキルアップに努めている。今後、私立園との連携をより図っていく必要がある。</p>	
	実施事業	<p>「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」</p>	
2	学校教育課	<p>幼児期と児童期の円滑な接続のために、昨年度「芦屋市接続期カリキュラム」の理論編を作成したことに引き続き、今年度は実践編をまとめた。また、幼稚園、小学校での公開保育・授業を通じた研究会、講師を招いての就学前施設と小学校との学びのつながりや子どもが感じる環境の違い、また、連携のあり方等について学ぶ機会をもった。</p>	
	実施事業	<p>「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」</p>	

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 広報国際交流課	親子が集える「あい・あいる一む」(月1回)、平成28年10月からつどいのひろば「ルリアン」(週1回)の開催場所として潮芦屋交流センターを提供している。子育てグループの利用などもある。今後も、指定管理者と調整しながら、子どもの居場所づくりを進める。
実施事業	「公共施設の有効活用」
2 市民参画課	「夏休み子どもわくわくスペシャル」を開催し、おにぎり作り、煮炊きせずに行える副食の体験、工作、絵画、昔遊びなど市民活動団体の指導のもと体験型教室を開いた。市内の8小学校の子どもたちが2日間で141人参加した。高学年の児童が低学年の指導や世話をするなど、子どもたちの主体的な取組を促進した。また、子どもの居場所づくりから始まった「あしや子ども笑顔ネット」の中で777プロジェクトを立ち上げ、その実現に向けて取り組んだ。市内3中学校の「トライやる・ウィーク」の受け入れをし、市民活動と協働の学びと体験の場とした。今後は事務局が主体になるのではなく、活動団体が主体となりさまざまなイベントを実施できるように進めていく。
実施事業	「地域における子育て支援活動」、「公共施設の有効活用」
3 児童センター	「卓球ひろば」など小学生以上が自由に参加できる事業を実施。また、夏休みには小学生専用の自習室を設置し、自由に学習ができる環境を整えた。児童センターが身近に利用できる機会を増やすことで、子どもたちの居場所づくりを推進した。まだまだ登録参加型事業が主となっているので、もっと多くの子どもたちが来館できるよう、自由参加型事業の企画が必要である。
実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「児童館における子どもの居場所づくり」
4 環境課	あしや温泉は待合室が狭く、入浴しない子どもの居場所として提供できるスペースはないが、利用者の半数以上が65歳以上の高齢者であることから、若い世代の利用促進のため、ランナー用の無料貸しロッカーや様々な季節イベントなどを指定管理者が自主事業として実施している。昨年度指定管理者の募集をした際、子どもの居場所づくりという視点に限定した審査基準はなかったが、「地域コミュニティへの発展の寄与」については審査項目に含めており、子どもを含めた若い世代に多く利用してもらえるよう配慮した。今後の目標として、若い世代の利用客が定着できるような環境づくりを指定管理者と協力して行っていきたい。
実施事業	「公共施設の有効活用」
5 福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。今後も他事業に支障のない範囲で開放事業を実施していく。
実施事業	「公共施設の有効活用」
6 子育て推進課	園庭開放は6保育所で年261回実施した。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所としても地域の方に利用してもらえるように、より広く周知に努め、内容の充実を図る。
実施事業	「地域における子育て支援活動」
7 子育て推進課 (こども担当)	福祉センター内の子育て支援センターとともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として認識されており、各事業とも参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連動し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。広報臨時号「子育て支援特集」の発行(年1回)と子育て情報誌「はぐくみ」の発行(年2回)により、参加できる子育て支援事業や気軽に立ち寄れる公共施設を紹介した。また、子育てアプリにおいては、今まで発信できていなかった保育所、幼稚園などの地域に向けたイベントの開催なども随時発信するよう他課との連携を図った。公共施設を子育て中の世帯に利用していただけるよう、アプリを中心にしながら既存の紙媒体でも情報発信に努める。
実施事業	「地域における子育て支援活動」、「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
8	公園緑地課	公園での適切な遊び方について、子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう表現を工夫した啓発看板を設置し、公園や地域ごとの特性に合わせて有効に利用してもらえるようにする。 また、平成28年度に実施したアンケート調査結果を踏まえて、子どもが安全・安心に利用できるよう公園の整備及び利用の基本方針を策定する。
	実施事業	「公共施設の有効活用」
9	管理課 (施設担当)	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市学校使用条例に基づき免除を適用していく。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」
10	学校教育課	各幼稚園において、地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流ができる場の提供をしてきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、自主グループ活動、なかよし広場、子育て支援拠点事業を実施している。今後も、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考え、情報提供をしていく。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」
11	打出教育文化センター	地域の自治会等が貸室を利用する場合、使用料の免除をしている。毎年少しずつ利用が増えてきている。地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、打出教育文化センターの玄関ホールを開放している。2人席のソファが4つとテーブルがある。日本庭園が眺められ、空調の効いた心地良い場所で放課後や学校が休みの日には近くの小学校の児童数名が宿題をしたり、語り合ったりしている姿がある。今後は、隣の小槌幼稚園の園児や来所した子どもたちが空いている貸室で本を読めるようにしたり、自由に学習又は遊びができたりする子どもの居場所づくりとして積極的に考えていきたい。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、 「公共施設の有効活用」
12	生涯学習課 (美術博物館含む)	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行うクラブがあり、また、放課後子ども教室は平日及び土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供できている。放課後子ども教室については、青少年育成課で実施しているキッズスクエア事業の拡大に伴い、各事業の整理が今後の課題となる。 美術博物館では、観覧料(入館料)を中学生以下無料にすることで、子どもが交流できる場としての施設の有効活用を推進した。また、各ワークショップなどを開催することで芸術・文化に触れながら交流できる場も創出した。今後はこのような事業を継続して実施し交流の場を提供すること、広く周知することが必要になる。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、 「放課後子供教室」、 「コミュニティ・スクールへの支援」 「文化施設における子どもの居場所づくり」
13	スポーツ推進課	キッズスペースの利用促進を図ったが、対象が幼稚園児以下にも拘らず、小学生以上が使ってしまい、対象者が利用しにくい状況が起こった。それぞれの成長に合わせた利用方法等を模索する必要がある。 青少年が自主活動を行なうために会議室等を利用する場合は、利用料を免除しているが、一般利用との公平性も鑑みての対応も考えていく必要がある。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、 「公共施設の有効活用」
14	青少年育成課	あしやキッズスクエアにおいて、地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後校庭及び校舎内を一時利用することにより児童の居場所を提供していく。 平成28年度登録者数(精道小学校327人、宮川小学校451人、山手小学校299人、朝日ヶ丘小学校139人、潮見小学校248人、浜風小学校142人) 平成29年度からは岩園・打出浜小学校において開始。
	実施事業	「放課後子供教室」
15	市民センター (公民館含む)	平成28年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。平成29年度も前年度に引き続き、事業委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	「文化施設における子どもの居場所づくり」
16	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児や小学生が集える場を提供するとともに、ボランティアと連携し「芦屋市放課後子どもプラン事業」の運営に協力した。事業に関わる図書館職員・ボランティアの資質向上と後継者の育成が今後の課題である。
	実施事業	「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1	社会福祉課	ホームページに公共施設等における最新のバリアフリー情報及び赤ちゃんを連れての外出に役立つおむつ交換等の設備についての情報を掲載している。 今後も情報発信において、福祉のまちづくりを進めていく。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」	
2	子育て推進課	全市立保育所に電気錠と防犯カメラを設置し、私立保育園等については、国の補助金を活用して事故防止等のためのカメラを設置した。また、危機管理意識の向上の取組として、毎月、色々な災害を想定した訓練を実施しながら、職員や子ども自身も、災害時に落ち着いて対応できるように訓練を重ね、毎回の反省を次回に活かすようにしている。さらに家庭でも親子で意識を高めてもらうことを目的に、保育所職員が就学前の子どもに特化した防災冊子「こどもぼうさい」を作成した。 今後は、防災安全課・消防・警察署などにも協力を得ながら、意識を高め知識として身に付けていけるように繰り返し訓練を実施していく。	
	実施事業	「教育・保育施設における危機管理体制の強化」	
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保に努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。	
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「福祉のまちづくりの推進」 「交通安全の意識向上」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」、「安全パトロールの実施」	
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取組により、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあり、自転車通行空間の整備が課題となっているため、今後は自転車ネットワーク計画を作成し、整備路線を定めて対策を検討する。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」	
5	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施しているが、今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」	
6	防災安全課	災害時等の緊急時に市民へ情報を発信するツールの一つとして、あしや防災ネットを位置づけているため、今後も地域で実施される防災訓練や出前講座等の機会を活用し、登録者数の増加を図る。 (昨年度はあしや防災ネットを利用し、台風の接近に伴う自主避難所開設等の連絡を行った)	
	実施事業	「あしや防災ネットの運用」	
7	建築課	公共施設の改修・新築に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化等の充実を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後も改修計画に合わせて整備を行っていく。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」	
8	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、中高生・保護者・教職員等を対象とした応急手当や救命処置の啓発、学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整える。 受講申し込みでの実施が基本となるため、保護者、教職員等の関係機関と連携調整を行い、各種講習会の回数を増やし受講者人数を増やし応急救護体制を整える。 平成28年度は普通救命講習22回、応急手当講習36回実施	
	実施事業	「救急法の学習」	
9	学校教育課	5月に、潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を、学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施した。7月に報告会を開き、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換を行った。次年度は、精道中学校区の精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校で通学路点検を行う。	
	実施事業	「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 「教育・保育施設における危機管理体制の強化」	

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
10 青少年愛護センター	青色回転灯付パトロール車で下校時の見守り活動を週2回(月・金)実施するほか、情報に対応して緊急見守りを行った。212人の青少年育成愛護委員が各小学校ごとに街頭巡視活動を継続して行った。また、研修を通じてスマホやインターネットに潜在する有害性から青少年を守る啓発を実施した。今後も地道な活動を継続して、子ども達が安全で安心して暮らせる地域づくりの取組を行っていく。
実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていきととに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。 また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 障害福祉課	障がい児機能訓練事業の利用者数、実施回数に大きな変動はなく、継続して個々の特性に応じた関わりでの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。一方で一定数の訓練待機者もいることから、訓練事業利用者の円滑な事業終了及び訓練希望者の受入れができるよう、訓練終了後も必要な支援が継続して受けられるようなフォロー体制の整備等について検討する必要がある。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。 サポートファイルについては、窓口で療育手帳の交付時、保健福祉フェアの際に紹介・配布を行い、普及啓発に取り組んだ。また、平成28年度から実施した家庭療育支援講座内で作成に関する講義を実施した。
実施事業	「療育支援相談事業」、「障がい児機能訓練事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
2 子育て推進課	公立園において18人の要配慮児を受け入れ、統合保育を実施した。年間3回、専門医から児童の発達と保育士の関わり方の指導を受け、日々の保育に活かしている。今後、市立の認定こども園が設立されるにあたり、幼稚園の特別支援教育と整合性を図りながら、該当児童が地域の中で育ち、地域の学校に円滑に入学できるよう、さらなる連携を取っていく。
実施事業	「統合保育 特別支援教育」、「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
3 子育て推進課 (こども担当)	「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、月1回療育支援相談における関係機関同士が集まる「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換及び今後の支援について協議した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。 サポートファイルについては、今後も子育て推進課窓口ですくすく学級と障がい児通所支援の申請者に配布する。
実施事業	「早期療育訓練の実施」、「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
4 健康課	療育支援相談における関係機関同士が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議した。発達支援事業所などの機関が増えている中、連携体制の構築が重要であり、配慮の必要な家庭に対して必要なサービスが受けられるよう、調整を続けていく。 サポートファイルについては、今後も必要な方へ配布を実施する。
実施事業	「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
5 市立芦屋病院	医療型短期入所サービスは、活用実績がなかったが、次年度も引き続き実施する。
実施事業	「医療型短期入所の実施」
6 学校教育課	支援が必要な幼児児童生徒については、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援が継続してできるよう取組を進めていく。
実施事業	「統合保育 特別支援教育」、「特別支援教育センターの相談」、「療育支援相談事業」 「サポートファイルの普及・啓発」、「日本語指導支援ボランティア」 「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1	男女共同参画推進課	男性が参加しやすい土日に子どもと一緒に参加する講座を開催し、男性が子どもと一緒に参加することで、子育てに対して積極的参加を促すことができたが、男性の参加者は19人と昨年度よりも少なかった。今後は育児に積極的にかかわれるような講座を開催する。男性の働き方の見直しに向けた啓発については、情報収集に努めた。今後は多様な働き方やワークライフバランスに関する講座や啓発を行う。全体的な課題として、男性の参加者をどのように増やしていくのか、周知の仕方などの工夫が必要である。	
	実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、「多様な働き方の啓発」	
2	地域経済振興課	現在は、国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布により啓発に努めているが、今後は具体的に多様な働き方の支援ができるよう、男女共同参画推進課や芦屋市商工会と連携して取り組む。	
	実施事業	「多様な働き方の啓発」	
3	子育て推進課	大きな行事については、保護者が参加しやすいように土曜日に実施した。今後は平日のイベントについては、力仕事など父親ならではの依頼をし、父親が少数でも参加しやすいような呼びかけについてさらなる工夫を行う。	
	実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	
4	子育て推進課 (こども担当)	地域子育て支援拠点事業として、土曜日の「むくむく」で男性の参加者が増えている。また、子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施した。継続的に育児参加していただけるよう、参加しやすい環境を作っていく。	
	実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	
5	子育て推進課 (子育て施設担当)	平成28年度から新たに小規模保育事業所が1か所増え、市内全施設で時間外保育事業(延長保育事業)を実施している。利用者数は前年度から増加し、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、引き続き周知等によって利用を促すと共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。	
	実施事業	「時間外保育事業」、「病児保育事業」	
6	健康課	プレおや教室「沐浴クラス」と「パパママクラス」を土曜日に開催し、父親になる準備として夫婦参加を促した結果、参加者の多くが夫婦での参加であった。就労状況がさまざまにある中、プレ親教室の開催は継続しつつ、参加者が増えるように事業の見直しを行っていく。	
	実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	
7	学校教育課	土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性の方に幼稚園行事に参加していただき、いろいろな子どもとかわったり、行事運営を手伝っていただいたりした幼稚園もある。今後も父親のもつ力が発揮できる場の提供を考え、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。	
	実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	
8	青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、必要な保育を受けられない小学校1年生から4年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。待機児童解消に向けて育成場所の確保及び事業内容を検討するなど、保護者のニーズに応えられるよう体制を整えていく。	
	実施事業	「放課後児童健全育成事業」	

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	平成29年度に実施予定である市内事業主を対象とした労働時間や多様な働き方支援制度の啓発につながるアンケート作成に向け、労働団体、商工団体と協議をした。今後は、アンケートの結果を踏まえ、効果的な啓発活動を行ってきたい。
	実施事業	「育児休業制度等の普及促進」、 「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。低年齢児の待機児童が依然として多い状況であるため、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、今後も保育所等の利用だけに限らず、相談者の状況に応じた情報提供(一時預かり、幼稚園、認可外保育施設の紹介等)を行っていく。
	実施事業	「利用者支援事業」

第4章 重点事業と評価基準

(1) 評価基準

平成31年度目標に対する年度ごとの進捗状況を確認し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

A評価…平成31年度目標を達成した場合

B評価…平成31年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C評価…平成31年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

(2) 重点事業一覧

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標	平成31年度目標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催	充実
			学校教育課			
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数	407人
			学校教育課			
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数	304回
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (こども担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知	充実
5			公園緑地課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施	充実
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	建設総務課	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規)	実施
					警察との連携による防犯講習会の実施(新規)	
7	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数	14件

第4章 重点事業の実績と評価

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 ----- 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 ----- 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (こども担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知
5			公園緑地課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	建設総務課	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規事業) ----- 警察との連携による防犯講習会の実施(新規事業)
7	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数

平成28年度実績	評価	検証・分析
<p>【保育所実施分】延べ32回 ・公立幼稚園:22回 ・私立保育園:7回 ・すくすく学級:3回 同じ小学校区内の公私の保育施設での交流回数を増やし、積極的に実施した。</p> <p>-----</p> <p>【幼稚園実施分】延べ41回 ・公立保育所:22回 ・公立幼稚園同士、私立保育園等:19回 地域の幼稚園と保育所(園)がお互いの施設を行き来し、一緒に遊んだり、小学校の施設を利用して交流する機会をもった。</p>	B	<p>地域において公私立幼稚園、保育所(園)、認定こども園間の交流回数が増え、小学校施設を利用した交流会も増えてきた。子ども同士、職員同士のかかわりが増えることで、親しみをもったり、お互いの教育について知る機会となった。 今後も小学校への滑らかな接続を行うため、交流の機会をさらに増やすよう取り組んでいく。</p>
<p>【保育所実施分】延べ433人参加 ・全体研修会:1回(181人) ・統合保育研修会:4回(157人) ・夏季研修:11回(95人) 市内の保育所(園)・認定こども園・小規模保育所を対象とした全体研修を実施するとともに、公立保育所単体で実施する研修会については近隣の施設に案内を出し、お互いの質の向上に努めた。幼稚園主催の研修会にも可能な限り参加した。</p> <p>-----</p> <p>【幼稚園実施分】延べ407人参加 ・就学前教育研修会:1回(44人) ・市指定幼稚園教育研究会:1回(82人) ・幼稚園グループ研究会等:7回(281人) 就学前施設と小学校の教職員が共に学ぶ機会をもった。</p>	A	<p>公立が実施する所内の研修だけではなく、他の施設の子どもが園庭に来て交流を行い、日頃の保育の様子や室内の様子も見てもらうことを保育士のスキルアップと位置づけ、さらなる質の向上への取組として実施。</p> <p>-----</p> <p>「接続期カリキュラム」の作成を通し、幼児教育と小学校教育について学ぶ機会が増え、お互いの教育内容を知る場となった。幼児期から児童期への教育のつながりが明確になるよう今後も研修を積み上げていく。</p>
<p>幼稚園の空き教室や園庭を地域に開放した。延べ894回 ・未就園児交流会:延べ79回(3,082組) ・園庭開放:延べ551回(25,080組)※在園児が降園時に園庭を利用するケースを含む ・3歳児親子ひろば:延べ243回(3,076組) ・オープンスクール:延べ21回(628組)</p>	A	<p>子育て支援活動として地域への幼稚園施設の開放は延べ894回となった。未就園児の居場所づくりとして地域に周知し、定着してきた。</p>
<p>子育てアプリの情報量を増やし、イベント等のプッシュ通知により、実施事業及び子どもの居場所の周知を図った。 また、広報臨時号(年1回)で就学前・小学生それぞれの居場所や事業を紹介し、子育て情報誌(年2回)でも新規事業や施設、子育てスペースなどを紹介した。</p>	B	<p>子育て世帯の多くはスマートフォンでの情報収集が主となっているため、子育てアプリを中心に子育て情報を随時発信するよう努める。また、より多くの方に情報発信できるようアプリの登録者数の増加を図る。 その他の周知として、全戸配布の広報紙は、それを見て参加したとの情報があり、一定の効果を認める。今後、広報紙等の紙媒体も有効な情報発信ツールとして有効に活用していく必要がある。</p>
<p>公園施設が安全に、安心して利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。 また、子育て世帯の公園に対するニーズを把握するため、平成29年1月にアンケート調査を実施した。</p>	B	<p>職員による適切な点検及び利用者からの要望を考慮した維持管理を実施すると共に、平成28年度に実施したアンケート調査結果を踏まえて、子どもが安全に、安心して利用できるよう公園の整備及び利用の基本方針を策定する。</p>
<p>子ども向けの防災・防犯・交通安全啓発リーフレット『あしやこどもぼうさい』を保育士が主となり作成した。(平成29年4月発行)</p>	B	<p>『あしやこどもぼうさい』は保育士が主となり、子ども視点で分かりやすい内容となった。</p>
<p>警察との連携による防犯講習会については、保育所が警察に依頼し、講習会等が開催されている。また、より実践向きの講習会を民間警備会社でも実施しており、各所管とその導入について協議した。</p>	B	<p>子どもの防犯意識を高めるため、実践向きの講習を検討した結果、小学生については民間警備会社による防犯教室の受講に繋げることができた。 幼稚園、保育所は保護者同伴が前提なので、現状の警察による講習会を続けていく。</p>
<p>子ども(15歳以下)の事故件数:21件 (平成26年度:25件、平成27年度:15件)</p> <p>交通安全教室の開催 幼稚園15回(1,522人) 保育所27回(1,406人) 小学校16回(1,536人)</p>	B	<p>子どもの事故件数は、昨年度より増加したが、目標設定年度(平成26年度)からは減少している。 今後とも継続して啓発を行う事が重要である。</p>

第5章部分

1. 教育・保育

第5章「教育・保育」の部分では、子育て世帯がそれぞれ希望する就学前施設を利用できるよう、計画通りに教育・保育体制を確保できているかどうかを評価しました。

また、市全域だけでなく、中学校区ごと(山手, 精道, 潮見の3圏域)でも評価を行いました。

第5章 教育・保育の評価基準

第5章「教育・保育」の部分では、「提供量(実績値)」と年度ごとに設定された「提供量(計画上の数値)^{※1}」及び「ニーズ量の見込み^{※2}」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

ただし、毎年の教育・保育施設の利用希望や入所待ち児童の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行っていきます。

※1 提供量(計画上の数値): 計画に記載している目標値

※2 ニーズ量の見込み: 市民アンケートを基に算出された数値

【評価基準表】

評価／解説		提供量(実績値)が次の数値以上か	
		提供量(計画上の数値)	ニーズ量の見込み
A評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及び ニーズ量の見込み以上	○	○
B評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)又は ニーズ量の見込みのいずれか以上	○	×
		×	○
C評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及び ニーズ量の見込みを下回る	×	×

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

【評価例】

ニーズ量の見込み…①	455人
提供量(計画上の数値)…②	153人
提供量(実績値)…③	153人
実績と計画の比較 ③-②	0人
実績とニーズの比較 ③-①	-302人
評価	B

表中の網掛けの数字がプラスの値になっているかどうかで、評価が確認できます。
プラス値は達成、マイナス値は未達成を意味します。

← プラス値なので 達成 ○

← マイナス値なので未達成 ×

← 上記基準表にあてはめ、B評価

教育・保育の提供体制の確保の実績と評価

(実績値は平成 28 年度末時点)

市全域	平成 2 8 年度					
	1 号		2 号		3 号	
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
	3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
ニーズ量の見込み … ①	445 人	1,046 人	199 人	612 人	107 人	626 人
提供量 (確保方策)						
提供量 (計画上の数値) … ②	248 人	1,967 人		788 人	103 人	541 人
提供量 (実績値) … ③ ※上段 () 内: 前年度比較	(0 人) 153 人	(-175 人) 1,802 人		(33 人) 698 人	(5 人) 116 人	(-10 人) 397 人
実績と計画の比較 ③-②	-95 人	-165 人		-90 人	13 人	-144 人
実績とニーズの比較 ③-①	-292 人	756 人		-113 人	9 人	-229 人
評価	C	B		C	A	C
検証・分析	提供量が昨年度より増加しているのは、新たに 2 号認定子どもの受け入れを開始した園があることや小規模保育事業所開設によるもので、減少しているのは、グループ型家庭的保育事業や市立浜風幼稚園の廃園によるもの					

(実績値は平成 28 年度末時点)

山手圏域	平成 2 8 年度					
	1 号		2 号		3 号	
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
	3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
ニーズ量の見込み … ①	197 人	528 人	86 人	175 人	39 人	222 人
提供量 (確保方策)						
提供量 (計画上の数値) … ②	158 人	832 人		244 人	33 人	175 人
提供量 (実績値) … ③ ※上段 () 内: 前年度比較	(0 人) 128 人	(0 人) 772 人		(33 人) 211 人	(5 人) 47 人	(5 人) 140 人
実績と計画の比較 ③-②	-30 人	-60 人		-33 人	14 人	-35 人
実績とニーズの比較 ③-①	-69 人	244 人		-50 人	8 人	-82 人
評価	C	B		C	A	C
検証・分析	2 号認定部分は、新たに 2 号認定子どもの受け入れを開始した園がある等の理由により、昨年度から 33 人分提供量が増加したが C 評価 3 号認定部分は、グループ型家庭的保育事業所が閉園し、小規模保育事業として開園した等の理由で、0 歳児、1・2 歳児共に 5 人提供量を増加したが C 評価					

(実績値は平成 28 年度末時点)

精道圏域	平成 28 年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	149人	350人	83人	316人	43人	277人
提供量（確保方針）						
提供量（計画上の数値）… ②	55人	890人		336人	49人	261人
提供量（実績値）… ③ ※上段（ ）内：前年度比較	(0人) 25人	(0人) 820人		(0人) 309人	(0人) 57人	(-15人) 207人
実績と計画の比較 ③-②	-30人	-70人		-27人	8人	-54人
実績とニーズの比較 ③-①	-124人	470人		-90人	14人	-70人
評価	C	B		C	A	C
検証・分析	グループ型家庭的保育事業所が閉園したことに伴い、3号認定の1・2歳児が、昨年度より15人の提供量減少となっていることからC評価 その他の区分においては、提供量（実績値）における変動はない					

(実績値は平成 28 年度末時点)

潮見圏域	平成 28 年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	86人	180人	33人	107人	20人	120人
提供量（確保方針）						
提供量（計画上の数値）… ②	35人	245人		208人	21人	105人
提供量（実績値）… ③ ※上段（ ）内：前年度比較	(0人) 0人	(-175人) 210人		(0人) 178人	(0人) 12人	(0人) 50人
実績と計画の比較 ③-②	-35人	-35人		-30人	-9人	-55人
実績とニーズの比較 ③-①	-86人	30人		38人	-8人	-70人
評価	C	B		B	C	C
検証・分析	市立浜風幼稚園の廃園があり、175人の提供量が減少となったことで、1号認定の4歳以上の提供量が計画上の数値を下回ったためB評価 その他の区分においては、提供量（実績値）における変動はない					

第5章部分

2. 地域子ども・子育て支援事業

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、国が示している子ども・子育て家庭等を対象に実施する14の事業において、実績報告と事業評価を行いました。

第5章 地域子ども・子育て支援事業と評価基準

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、「実績値(実際の提供量)」と年度ごとに設定された「提供量(確保方策)※」及び「実際のニーズ量」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

ただし、毎年各事業の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行います。

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

(1) 評価基準

【評価基準表】

A評価…各年度の目標を達成した場合
B評価…各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合
C評価…各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

【評価例】

提供量 (確保方策)	実際のニーズ量	実績値(実際の提供量)	評価	
642 人	650 人 (提供量を上回る)	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">650 人</div> [提供量 642 人を満たした ○ 実際のニーズ量 650 人を満たした ○]	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしている	A
		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">645 人</div> [提供量 642 人を満たした ○ 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった ×]	実績値が提供量を満たしているが、実際のニーズ量を満たしていない	B
		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">630 人</div> [提供量 642 人を満たさなかった × 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった ×]	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしていない	C
	630 人 (提供量を下回る)	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">650 人</div> [提供量 642 人を満たした ○ 実際のニーズ量 630 人を満たした ○]	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしている	A
		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">635 人</div> [提供量 642 人を満たさなかった × 実際のニーズ量 630 人を満たした ○]	実績値が実際のニーズ量を満たしているが、提供量を満たしていない	B
		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">620 人</div> [提供量 642 人を満たさなかった × 実際のニーズ量 630 人を満たさなかった ×]	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしていない	C

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

(2) 地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	平成28年度 提供量(確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	630人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低学年 483人
					高学年 0人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所
4	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぶくぶく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	2か所
5	幼稚園における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) 管理課	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園において在園児を対象として教育時間後等に保育を行う。	利用人数	3歳 12,215人
					4, 5歳 45,630人
6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) (子育て施設担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を行ったり、ファミリー・サポート・センター事業により子どもを預かる。	利用人数	保育所 11,422人
					ファミサポ 15,665人
7	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。	実施か所数	1か所

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	平成28年度 提供量(確保方策)※
8	子育て援助活動支援事業 (小学生)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となつて一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,839 人
9	利用者支援事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1 か所
10	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	770 人 (1,301 人)
11	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	734 件
12	養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7 人
13	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	子育て推進課 (子育て施設担当) 管理課	実費徴収または上乗せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84 人
14	多様な主体が本制度に 参入することを促進す るための事業	子育て推進課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	充実	充実

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	630人
2	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低学年 483人
					高学年 0人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所
4	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぶくぶく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	2か所
5	幼稚園における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) 管理課	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園において在園児を対象として教育時間後等に保育を行う。	利用人数	3歳 12,215人
					4, 5歳 45,630人

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成28年度実績	評価	検証・分析
568人	568人 × 提供量 ◎実際のニーズ	延長保育事業実施園 22園 (公立保育所6園, 私立保育所10園, 小規模保育事業所5園, 認定こども園1園) 利用者延べ5,255人	B	目標値の利用人数には届いていないが, 新設園を含め全施設で延長保育事業を実施し, 利用者のニーズに応えている。 今後も引き続き提供体制の確保に努める。
511人	511人 ◎ 提供量 ◎実際のニーズ	511人 放課後児童支援員認定資格研修受講者: 13人	A	希望者全員が利用できた。今後もできる限り希望者が利用できるよう引き続き実施していく。
44人	22人 ◎ 提供量 ×実際のニーズ	22人 (待機22人)	B	平成28年度から4年生も対象となった。待機児童解消に向けて育成場所の確保及び事業内容を検討するなど, 保護者のニーズに応えられるよう体制を整えていく。
—	13か所 ◎ 提供量	契約施設: 13か所 利用実績: 2か所(延べ6日) ※2人×3日間の利用	A	今後も利用しやすいように契約施設と連携を図っていく。
—	1か所 × 提供量	1か所 利用者延べ人数: 30,312人 (月間延べ人数: 2,589人) ※出張ひろば3か所での利用者を含む。ただし, その内1か所は年度途中からの実施	C	子育て支援の拠点として, 多くのかたに利用された。今後, より住み慣れた地域に近い場所に対応できるよう, 新たな出張ひろばを展開しつつ, 各圏域ごとの設置について取組を進めていく。
4,801人	4,801人 × 提供量 ◎実際のニーズ	私立幼稚園(市外含む)の17園で預かり保育を実施 年間延べ利用者数4,801人	B	市内在住の子どもが通う私立幼稚園に照会し, 集計した結果, ほぼ希望通り預かり保育を利用できている状況にある。昨年度の実績を延べ500人ほど上回っており, 今後も利用者の増加が見込まれる。
27,874人	27,874人 × 提供量 ◎実際のニーズ	公立幼稚園全園において, 預かり保育を実施した。 年間延べ利用者数18,094人 (1園あたり平均利用者数11.7人/日) 私立幼稚園(市外含む)の17園で預かり保育を実施 年間延べ利用者数9,780人		公立幼稚園では月1回以上利用する保護者が7割を超える月もあり, 高いニーズがある。私立幼稚園では昨年度の実績を2,000人以上上回っており, 今後も利用者の増加が見込まれる。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) (子育て施設担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を行ったり、ファミリー・サポート・センター事業により子どもを預かる。	利用人数 保 ファ 合計	11,422人 15,665人 27,087人
7	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。	実施か所数	1か所
8	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,839人
9	利用者支援事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1か所
10	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	770人 ^{※1} (1,301人)

※1 No.10「妊婦健康診査」については、提供量(確保方策)＝「ニーズ量:770人(1,301人)」とします。

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成28年度実績	評価	検証・分析
5,989人	5,658人 × 提供量 × 実際のニーズ	私立保育園6園で実施 (さくら保育園, 芦屋こぼと保育園, 浜風夢保育園, 山手夢保育園, 夢咲保育園, 茶屋保育園) 待機者数: 38人(平成28年度末) ※待機児童に係る年間延べ利用見込回数: 331回	C	依然として一定のニーズがあり, 待機児童も存在しているため, 今後も継続して取組を行う。
4,669人	4,669人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	利用人数: 4,669人 依頼会員: 820人 協力会員: 257人 両方会員: 81人 合計: 1,158人	B	全ての依頼に対して援助提供をし, ニーズには対応しているものの, 依頼会員が多く, 協力会員が少ないため, 協力会員を増やす必要がある。
10,658人	10,327人 × 提供量 × 実際のニーズ	私立保育園と, ファミリー・サポート・センター利用における一時預かり事業の利用者数 合計: 10,327人	C	実際のニーズは計画上のニーズほど多くはないが, 潜在ニーズに対応できるよう, 今後もファミリー・サポート・センターの協力会員を増やすなど, 提供体制の確保に努める必要がある。
—	1か所 ◎ 提供量	市立芦屋病院施設内にて実施 利用者延べ人数: 147人(平成27年: 185人) (病児保育利用者: 延べ147人) (病後児保育利用者: 延べ0人)	A	平成27年度に比べて利用者延べ人数が減少している。 今後も引き続き周知に努めるとともに, 利便性を考慮したうえで受入れ箇所を増やし, 提供体制のさらなる確保に努める。
852人	852人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	利用人数: 852人 依頼会員: 820人 協力会員: 257人 両方会員: 81人 合計: 1,158人	B	放課後の短時間の預かりなど, 今ある需要に対しては全て対応しているものの, 申請者数が少ないということは, 周知不足の可能性がある。今後も引き続きサービスの周知を図ると共に, 協力会員の増加に努める。
—	1か所 ◎ 提供量	市役所内で実施 公立保育所で勤務経験のある保育士職員が, 保育所の入所相談を受けた際, 保育所等の利用に限らず, ケースに応じて情報提供を行った。 (一時預かり, ファミサポ, 幼稚園, 認可外保育施設等)	A	保育所等への新規入所は困難な状況にあるが, ニーズに沿った対応や, 情報提供の支援の継続が必要である。 保育所等への入所相談だけではなく, 市民に切れ目ない支援を提供していくために, 子育て相談のサービス機能についても検討を進める。
—	(1,056人) × 提供量	助成額を70,000円から86,000円に拡大。(5,000円の助成券を14枚と, 新たに2,000円の助成補助券を8枚交付) 妊娠届出数720人 受診券利用人数 1,056人 償還払人数 191人	C	助成額の拡大に加え妊婦に対して必ず保健師が面接をし, 妊娠期の健康管理の説明と共に助成券の説明及び手渡ししている。妊娠届出数は減少しているものの, 受診券の利用は増加している。今後も母体・胎児の健康確保のため, 支援の充実に努める。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
11	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	734件 ^{※2}
12	養育支援訪問事業等 (育児支援家庭訪問事業)	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7人 ^{※3}
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て推進課 (子育て施設担当) ----- 管理課	実費徴収または上乗せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84人 ^{※4}
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て推進課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	達成度	充実 ^{※5}

No.11～No.14は、もともと計画書において確保すべき「提供量(確保方策)」を設定していないため、下記のとおり設定し評価します。

※2 No.11「乳児家庭全戸訪問事業」については、提供量(確保方策)＝「推計値:734件」とします。

※3 No.12「養育支援訪問事業等」については、希望して利用できるサービスではないため、提供量(確保方策)として「推計値:7人」とします。

※4 No.13「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、利用の条件があり、希望して利用できるサービスではないため、27年度末に設定

※5 No.14「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、数値目標の設定はないため提供量(確保方策)の項目を

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成28年度実績	評価	検証・分析
698件	655件 × 提供量 × 実際のニーズ	対象戸数 698戸 訪問数 655人(うち新生児訪問18人) 訪問率 93.8% 【未訪問の内訳】 他市・他機関への依頼による訪問 20人 電話相談対応 1人 病院入院中 2人 転出 7人 海外在住 2人 希望無し 2人 連絡付かず 9人 養育環境の把握数:687人	C	出生数減少に伴い、実績数は減少しているが、訪問率は高い。また、養育環境の把握は98.4%できている。今後も訪問を通じて虐待の防止に努め、全戸訪問を目指し実施していく。
1人	1人 × 提供量 ◎実際のニーズ	対象者:1人 利用延べ日数:7日	B	ケース対応により、継続相談であったり、他制度を利用するなど、結果的に利用者は少ないが、今後も対象家庭の把握に努める。
75人	75人 × 提供量 ◎実際のニーズ	【保育所等】 対象者:5人 利用者延べ人数:52人 【幼稚園等】 公立幼稚園に在籍する生活保護世帯を対象に実施 対象者:1人 利用者延べ人数:23人 (内訳) 給食費:11人 教材費:12人	B	補足給付の対象者に、年2回文書で申請案内を行い、漏れなく補足給付を実施している。今後も制度の周知及び対象者の把握に努め、低所得者の負担軽減を図る。
—	新規実施 (0か所) ※新規施設1か所 ◎ 提供量	市内小規模保育事業所:合計45回 認定こども園、認可保育園:合計19回 保育について支援、相談、助言等を行った。 ※平成28年度から、既存の認可保育園についても巡回を実施 ※平成28年4月に新たに開園したポピンズ小規模保育園芦屋については、以前から巡回訪問の対象	A	有効な支援、相談、助言等を実施するためには、本事業を継続して実施していく必要がある。

した「目標値:84人」とします。

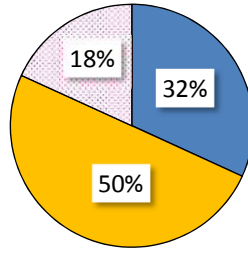
「充実」とします。

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～

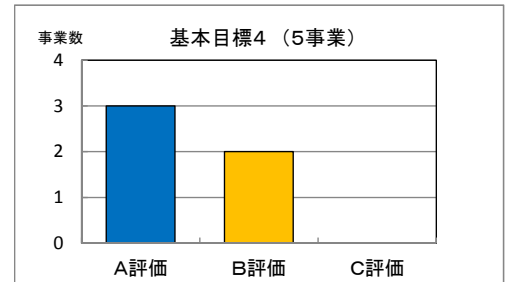
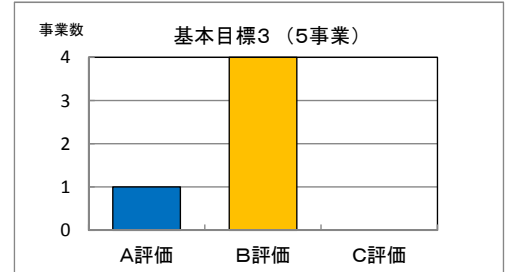
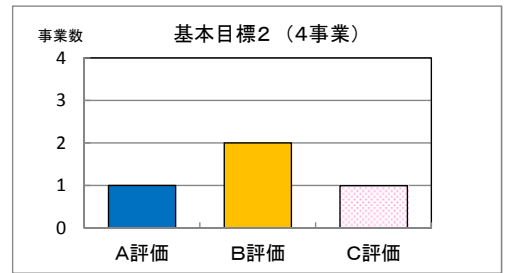
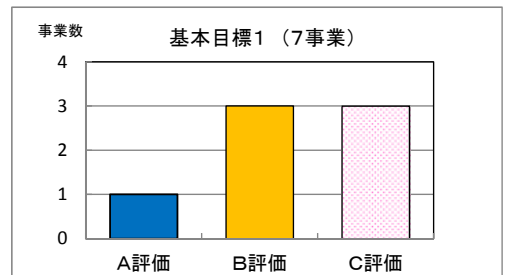
第4章の「重点事業」（事業No.に網掛けのある事業），第5章の「地域子ども・子育て支援事業」，合計22事業の評価結果をまとめました。

評価の割合



- A評価／7事業
- B評価／11事業
- C評価／4事業

基本目標	事業No.	事業名	評価
基本目標1 家庭における 子育てへの支援	No.3	子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)	A
	No.4	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)	C
	No.8	子育て援助活動支援事業(小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	B
	No.10	妊婦健康診査(妊婦健康診査費助成事業)	C
	No.11	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	C
	No.12	養育支援訪問事業等(育児支援家庭訪問事業)	B
	No.13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	B
基本目標2 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	重点No.1	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	B
	重点No.2	幼稚園教諭，保育士の人材育成と資質の向上	A
	No.5	幼稚園における一時預かり事業	B
	No.6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	C
基本目標3 すべての子どもの 育ちを支える環境 の整備	重点No.3	地域における子育て支援活動	A
	重点No.4	公共施設の有効活用(公共施設の周知)	B
	重点No.5	公共施設の有効活用(公園ニーズの把握，公園整備の実施)	B
	重点No.6	犯罪等，子どもを取り巻く様々な危険性についての教育，啓発	B
	重点No.7	交通安全の意識向上	B
基本目標4 仕事と子育ての 両立の推進	No.1	時間外保育事業(延長保育事業)	B
	No.2	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(低学年)	A
	No.2	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(高学年)	B
	No.7	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	A
	No.9	利用者支援事業	A
—	No.14*	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	A



※ 事業No.14「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は基本目標1～4に属さないため，右記の棒グラフには含めていません。

全体として，B評価の割合が高くなっています。

第4章の重点事業ではC評価はありませんが，7事業中A評価が2事業であることから，更に推進していく必要があります。

第5章の地域子ども・子育て支援事業では，15事業中A評価が5事業，B評価が6事業，C評価が4事業という結果でした。各事業に数値目標があり，「提供量(確保方策)」及び「実際のニーズ量」の両方を達成しているA評価よりも，どちらか一方のみ達成しているB評価の割合が高くなっています。B評価の中にはサービスが利用できず，待機が出ている事業もあり，待機の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

また，同じB評価でも，当初計画で見込んだ量の利用希望はないものの，「実際のニーズ量」を達成している事業もあります。A評価の事業も含め，必要なサービスが低下することのないよう体制の維持に努めるとともに，潜在的なニーズも考慮し，計画期間の最終年度である平成31年度に向け事業の推進に努めます。

なお，次期計画策定のためのニーズ量調査を平成30年度に実施し，平成32年度以降は新たな目標を設定し推進していきます。

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

<編集・発行>

芦屋市こども・健康部子育て推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:0797-38-2045

FAX:0797-38-2190